○国土交通省告示第四百二十三号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項の規定に基づき、令和八年三月九日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	失効の理由
株式会社ＩＨＩ原動機太田工場	群馬県太田市西新町125番地１	縦軸推進装置	製造事業場の認定を辞退したため
〃	〃	弾性継手	〃
株式会社ＩＨＩ原動機新潟ガスタービン工場	新潟県北蒲原郡聖籠町東港５―2756―３	排気タービン過給機	〃

○国土交通省告示第四百二十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年三月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5736号	電子海図情報表示装置	ＥＣ―9000	東京計器株式会社	ソフトウェアの変更

○環境省告示第十五号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十二条の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

令和八年三月二十七日　　環境大臣　石原　宏高

年齢階層	性別 男子	性別 女子
昭和六十一年四月二日から平成三年四月一日までの間に生まれた者	三二九、一〇〇円	二五三、七〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和六十一年四月一日までの間に生まれた者	三五四、〇〇〇円	二五七、三〇〇円
昭和五十一年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	三七六、五〇〇円	二六六、三〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十一年四月一日までの間に生まれた者	三八四、九〇〇円	二六四、〇〇〇円
昭和四十一年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	三九五、三〇〇円	二六一、二〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	三〇六、〇〇〇円	二二八、六〇〇円

年齢階層	性別 男子	性別 女子
昭和三十一年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	二六四、〇〇〇円	二〇四、七〇〇円
昭和三十一年四月一日以前に生まれた者	二三七、八〇〇円	一九七、八〇〇円

附　則

1　この告示は、令和八年四月以降の月分の障害補償費について適用し、令和八年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

2　令和七年三月環境省告示第二十六号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○環境省告示第十六号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十七条の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

令和八年三月二十七日　　環境大臣　石原　宏高

年齢階層	性別 男子	性別 女子
昭和六十一年四月二日から平成三年四月一日までの間に生まれた者	二八八、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和六十一年四月一日までの間に生まれた者	三〇九、八〇〇円	二二五、一〇〇円
昭和五十一年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	三二九、四〇〇円	二三三、〇〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十一年四月一日までの間に生まれた者	三三六、八〇〇円	二三一、〇〇〇円
昭和四十一年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	三四五、九〇〇円	二二八、六〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	二六七、七〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
昭和三十一年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	二三一、〇〇〇円	一七九、一〇〇円
昭和三十一年四月一日以前に生まれた者	二〇八、一〇〇円	一七三、一〇〇円

附　則

1　この告示は、令和八年四月以降の月分の遺族補償費及び令和八年四月一日以降に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金について適用し、令和八年三月以前の月分の遺族補償費及び令和八年三月三十一日以前に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

2　令和七年三月環境省告示第二十七号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。